

大洲市教育委員会 7月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

平成27年7月24日(金) 午後3時00分  
大洲市役所本庁舎別館3階第2会議室

2 教育委員定数 5人

3 出席委員

委員長	叶 本 正
委員長職務代理者	西 山 千 春
委員	山 内 光 郎
委員	東 山 宏
教育長	二 宮 隆 久

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	松 本 一 繁
教育総務課長	藤 田 修
学校教育指導監	松 井 康 之
生涯学習課長	森 岡 照 久
文化スポーツ課長	森 野 啓 二
学校給食センター所長	亀 井 要 和
教育総務課長補佐	久 保 明 敬
教育総務課長補佐	青 野 恭 一
教育総務課主査	兵 頭 美 登 里

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

委員長 それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「7月定例会」を開会いたします。

〔午後3時00分開会〕

7 前回会議録の承認

委員長 まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、7月1日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

委員長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

委員長 ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

委員長 それでは、これより議事に入ります。

「第51号」及び「第53号」の議案2件については、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

「第52号議案 大洲市指定文化財の指定解除について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第52号議案」について説明する。〕

委員長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第52号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第52号議案」は、原案のとおり決す

- ることにいたしました。
- 次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。
- 西山職務代理者 7月になってから、高校生が県からの貸与によるヘルメットをかぶって自転車通学をしているのを微笑ましく思っています。
- 学校教育指導監 現在、大洲市の小中学生が着用しているヘルメットとの安全性の違いなど分かる範囲でお聞かせください。
- 市内の小中学生につきましては、それぞれの学校で自転車に乗るときのルールとしてヘルメットの着用を義務付けております。普段の生活でも着用するように指導しています。
- 各学校で紹介しているヘルメットは、いわゆるスクールヘルメットと言われている白いヘルメットが中心です。ただし、それに限定しているわけではなく、スポーツヘルメットでも構わないのですが、値段が随分と違いますので、現在のところ白いスクールヘルメットが主流になっています。
- 安全性については、先般、県教委の説明がございまして、現在高校生が使っているものの方が格段に安全性は高くなっているようです。それ以上の詳細な調査は、現在のところ実施しておりません。
- 東山委員 過去の事例では、ヘルメットをかぶっていることによって、かすり傷程度で済んだり、命が助かったケースもあります。
- 西山職務代理者 安全性が高いのであれば、今後、高校生の使っているヘルメットに移行していくことも考えられますが、いずれにしても自転車に乗るときは普段の生活でもヘルメットを着用してほしいと思います。
- 委員長 次に、事務局はありませんか。
- [学校教育指導監、「教科書採択における調査・研究過程に関する請願」について説明する。]
- 委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり。]
- 委員長 本件については、先ほど事務局から説明がありましたように、大洲市と内子町で組織している「大洲・喜多地区教科用図書採択協議会」において、適正な手続きの下、教科書の選定を行っております。また、文部科学省通知を踏まえ、われわれ教育委員も研修を行うこととしております。
- これらのことから、本請願については、特に採択、不採択の議論は不要であると思いますが、委員の皆さんはいかがでしょうか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり。]

- 委員長 それでは、そのように取り扱います。なお、本件に関して公開質問状が教育委員会あてに提出されておりますので、その回答については、定例会終了後の協議会において、協議をすることといたします。他に事務局からありませんか。
- 〔学校教育指導監、「大洲市中学生版歴史副読本編集委員会設置要綱」について説明する。〕
- 委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
- 東山委員 編集委員会の委員の方々は、大洲・長浜・肱川・河辺と地域ごとに選ばれているのでしょうか。
- 学校教育指導監 委員については、定数を15人以内としておりまして、まず、図書館長に御就任いただきたいこと、次に、中学校の校長会長、副会長に入ってくださいこと、そして、国語の校長先生、社会科の顧問、市教委事務局を入れると既に12人となります。全部の地域を網羅すると編集委員会が膨大なものとなってまいりますので、編集委員会の委員はこのメンバーとさせていただいて、中学校区ごとに執筆部会を設けまして、それぞれの意見をそれぞれの地域の方から聞くことができるようにしております。
- 東山委員 偏った内容にならないように留意してください。
- 学校教育指導監 よりよい副読本となりますよう進めてまいります。
- 委員長 それでは次に、「8月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。
- 〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕
- 委員長 ただ今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。
- 〔全委員、原案了承する。〕
- 委員長 それでは、次回定例会は、8月31日 月曜日 午前10時から、市庁舎別館 3階第2会議室において開催いたします。なお、事前協議を行いますので、9時30分までに教育長室にお越してください。ここで、お諮りいたします。
- 「第51号」及び「第53号」の議案2件については、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。
- これに賛成の方は挙手をお願いします。
- 〔挙手全員〕
- 委員長 挙手全員であります。

よって、「第51号」及び「第53号」の議案2件の審議は、非公開とすることに決しました。

それでは、「第51号議案 大洲市公民館運営審議会委員の任免について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第51号議案」について説明する。〕

委員長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第51号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第51号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第53号議案 専決した事件の報告並びに承認を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第53号議案」について説明する。〕

委員長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第53号議案」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第53号議案」は、原案のとおり承認することにいたしました。

## 10 閉会宣言

委員長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

なお、委員の皆さんは、この後、協議会を開催いたしますので、教育長室に移動をお願いします。

〔午後3時35分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員 長  
職務代理者

委 員

委 員

上記、記録責任者